

別府市監査委員告示第6号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 消防本部、消防署

令和2年6月1日

別府市監査委員 恵 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

消防本部及び消防署の原則として令和元年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。
- (3) 市民の命と健康を守る組織として消防防災体制の向上に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「収入事務」、「委託契約事務」及び「備品管理」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、消防長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 消防の現状、職員の状況、予算における消防費の推移と当該年度の重点事業、委託の状況、補助金執行状況等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目	
収入事務	消防手数料の収納について
支出事務	旅費について
	少年婦人防火委員会補助金について
契約事務	委託契約について
	工事請負契約について

財産管理	備品の管理について
	公有財産の使用許可及び貸付について
事務の執行	産業医について
	消防職員の安全管理について
	情報管理について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、消防本部担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、消防本部、消防署及び各出張所において、現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受けた。

(4) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

(5) 前項までの監査内容を基に、監査委員全員により、消防幹部職員及び担当者に対する事情聴取を、また、双方での質疑応答を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、消防本部及び消防署（各出張所含む。）

(2) 実施日程 令和2年4月3日から令和2年5月22日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる事項は次のとおりである。

(1) 消防手数料の収納について

収納した消防手数料の事後調定を行っていない事例及び税外領収書の書損処理に改善を要する事例が見受けられた。別府市会計事務規則に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 別府市少年婦人防火委員会補助金について

別府市少年婦人防火委員会に対して公益上必要がある事業として補助金を交付決定しているが、令和元年度は補助対象事業が減少したにもかかわらず、別府市補助金等交付規則第7条に規定する事業計画変更申請書が提出されていなかった。

また、支出において補助対象外経費が含まれていた。

別府市補助金等交付規則及び別府市補助金等交付指針に基づき適正に事務処理されたい。

(3) 委託契約について

地方自治法第234条の2第1項で普通地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するために又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないと規定されているが、給付の完了前に検査を行っていた。契約の適正な履行を確保する観点から、法令に基づき適正に事務処理されたい。

(4) 備品の管理事務について

備品について現物調査をした結果、備品シールが貼付されていない事例、既に廃棄処分した備品が備品台帳に登録されている事例及び管理が不十分な事例が見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき適正に事務処理されたい。

(5) 産業医について

産業医は、労働安全衛生規則第15条で少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定されている。法令に基づき適正に事務処理されたい。

いずれも、法令等に定められた手続き等の意味や事務事業の実施目的、またその効果に関する認識が希薄となり、各作業段階での確認が行き届いていないために発生する不備や誤りであると思料される。

監査の結果に関する措置を講じる際は、将来にわたり同種の不備等の発生を抑止するための方策を策定するなど、リスク管理における実効性の担保について考慮されたい。

なお、出動に係る資機材の点検整備や各種業務マニュアルに基づく訓練等、消防職員の安全管理についてはおおむね良好であった。

市民の安心安全を守る組織として、引き続き消防防災体制の充実強化に努められるよう要望する。